

「合理的」に関する判断の要点

- ①その配慮は障害者(障害者である患者)の困難を解消するという点において合理性があるか?

例)

手話通訳者を医療機関に配置することは聴覚障害者である患者や家族への配慮として合理性があると言えますが、視覚障害者にとっては配慮に合理性があるとは言えないでしょう。

障害者の困難は単に障害種別で異なるといったものではなく、障害者一人ひとりで異なるため、合理的であると判断できる内容が異なると言えます。

- ②その配慮を行う場合に生じる経済的、人的な負担に対応できるという点において合理的であるか?

例)

既存の建築物に新規に車椅子利用者に対応したエレベーターを設置する費用を支出できるか、また、代わりに職員等が移動の介助を行うとしても、医療機関によっては対応できるだけの職員が十分に確保できるかどうかといった場合が考えられます。

賃貸物件等にある医療機関で、そのビルに車椅子対応のエレベーターを設置するだけの空間的な余裕がない場合も考えられます。

3. 職員の対応について要領を定める(平成28年4月1日より)

- (1)独立行政法人:国の基本方針に即して職員が適切に対応するために必要な要領「国等職員対応要領」を定めるものとされています(する規定) 差9

- ・ 要領を定めるに当たり、予め、障害者や関係者からの意見を反映させるために必要な措置を講じなければなりません(義務規定)
- ・ 要領を定めたときは遅滞なく公表しなければなりません(義務規定)
- ・ 法施行前であっても、要領を定め、公表することができます(できる規定)

- (2)地方独立行政法人:国の基本方針に即して職員が適切に対応するために必要な要領「地方公共団体等職員対応要領」を定めるよう努めるものとされています(努力規定) 差10

- ・ 要領を定めるに当たり、予め、障害者や関係者からの意見を反映させるために必要な措置を講じよう努めなければなりません(努力義務規定)
- ・ 要領を定めたときは遅滞なく公表するよう努めなければなりません(努力義務規定)
- ・ 法施行前であっても、要領を定め、公表することができます(できる規定)

4. 障害者差別解消支援地域協議会の組織 差17

「国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの」は、地域の関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができます。

5. 建物におけるバリアフリー化(平成 18 年 12 月 20 日より)

- (1) 建築主等は、病院等の建築・修繕・模様替え時に、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません(努力義務)バ 16
- (2) 建築主等は、建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができます(できる規定)バ 17

Ⅲ. 障害者雇用の促進に関する事項

1. 障害がある職員に対する差別の禁止(平成 28 年 4 月 1 日より)

(再掲)

2. 合理的配慮を提供する義務(平成 28 年 4 月 1 日より)

(再掲)

3. 法定雇用率の算定に当たり、算定基礎に精神障害者を加える(平成 30 年 4 月 1 日より)雇改

現行の障害者雇用促進法では、精神障害者についての雇用義務は定められず、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものと見なす(雇 69 条)という規定がありますが、現行法の各条にある「身体障害者又は知的障害者」の語句は、精神障害者を含める意味で「対象障害者」に置換され統一されます。

国、地方公共団体等(独立行政法人・地方独立行政法人等)の法定雇用率は 2.3%です。

(平成 25 年 4 月 1 日より)

独立行政法人等に雇用されている障害者の数は 8,369.0 人で、前年より 9.4%(722.0 人)増加しており、実雇用率は 2.27%と、前年に比べ 0.14 ポイント上昇した。独立行政法人等(国立大学法人等を除く)は 100 法人中 76 法人が達成、国立大学法人等は 90 法人中 64 法人が達成、地方独立行政法人等は 128 法人中 73 法人が達成。

厚生労働省「平成 25 年 障害者雇用状況の集計結果」平成 25 年 11 月 29 日発表資料より

4. 物品等の調達における努力(平成 25 年 4 月 1 日より)

- (1) 優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければなりません(努力義務)調 3
- (2) 調達方針を作成しなければなりません(義務)
- (3) 毎会計年度または事業年度の終了後に遅滞なく実績を公表します(する規定) 調 6,7,9
- (4) なお、独立行政法人の作成する調達方針は国の基本方針に即したものです
- (5) 独立行政法人は公表とともに厚生労働大臣に通知を行います
- (6) 入札等における配慮に努めることとされています(努力規定) 調 10

- ・ 調達の対象となる仕事や物品の例については、サービスとしては、クリーニング、清掃、名刺の印刷、データ入力など、物品としては、弁当、制服などがあげられています。発注先となる障害者就労施設の一覧は、厚生労働省のホームページに掲載されています。
- ・ 地方公共団体の定める条例において、調達の方法について詳細を定めたり、障害者雇用に積極的であるなど障害福祉に理解のある企業等に対する調達における優遇措置を設けている地域があります。

図 1: 医療の提供を業務とする独立行政法人および地方独立行政法人をとりまく法制度と必要な対応について(研究班作成*)

I. 障害者虐待の防止に関する事項(平成 24 年 10 月 1 日より)

1. 障害者虐待の早期発見(努力義務)
医療機関および医療従事者等は早期発見に努める(努力義務) 虐 6 の 2
2. 関連した施策へ協力すること(努力義務)
国および地方公共団体の行う啓発活動などに協力する(努力義務) 虐 6 の 3
3. 職員研修の実施及び普及啓発(する規定) 虐 31
4. 虐待に関する相談体制の整備(する規定) 虐 31
5. 医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置(する規定) 虐 31

III. 障害者雇用の促進に関する事項

1. 障害がある職員に対する差別の禁止 雇改 34,36 (平成 28 年 4 月 1 日より)
例) 職員の採用を拒否したり解雇あるいは降格等の処分を下したりすること 等
2. 合理的配慮を提供する義務 雇改 36 (平成 28 年 4 月 1 日より)
例) 障害のある職員に解りやすい説明の方法をとること、エレベーターやトイレの改修など職員の利用を考慮して環境を整備すること 等
3. 法定雇用率の算定に当たり、算定基礎に精神障害者を加える(平成 30 年 4 月 1 日より) 雇改
国、地方公共団体等(独立行政法人・地方独立行政法人等)の法定雇用率は 2.3%(平成 25 年 4 月 1 日より)
4. 物品等の調達における努力(平成 25 年 4 月 1 日より)
・優先的に障害者就労施設等から物品等を調達する(努力義務) 調 3
・調達方針の作成、実績の公表(義務) 調 6,7,9
独立行政法人の作成する調達方針は国の基本方針に即したものと
・入札等における配慮(努力規定) 調 10

根拠となる法律の略号(数字は規定している条項の番号)

虐: 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)
差: 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(差別解消法)
雇改: 障害者の雇用の促進等に関する法律(雇用促進法)の一部を改正する法律
調: 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)
バ: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
条: 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

II. 障害者差別の解消に関する事項

差別の具体的な範囲や対策は政府が定める基本方針において規定。合理的配慮の具体的な例は厚生労働大臣が基本方針に即して定める指針において示される。

1. 障害者に対する差別の禁止 差 7, 雇改 34,36 (平成 28 年 4 月 1 日より)

- (1) 障害がある職員に対して(再掲)
- (2) 障害がある利用者(患者)に対して

例) 障害を理由として医療の提供を拒否すること、あるいは提供に当たり、条件を付けること、インフォームド・コンセント(説明と同意)なしに医療を行うこと 等
内閣府障がい者制度改革推進会議「差別禁止部会」の論点整理(平成 24 年 9 月)より

保健サービスの提供にあたり差別的な拒否を防止し、リハビリテーションに関する職員の研修など、全ての適当な措置を行う(締約国としての一般的義務) 条 25

2. 合理的配慮を提供する義務 差 7 条の 2 (平成 28 年 4 月 1 日より)

- (1) 障害がある職員に対して(再掲)
- (2) 障害がある利用者(患者)に対して

- (a) 適切な情報伝達方法
- (b) 医行為等に関して十分な説明に基づく自由な同意が行われるために必要な自己決定の支援
- (c) 補助者の付添いの承諾
- (d) 補助機器、人的援助の提供
- (e) 医行為等の提供に関する運用、方針、手続における不利益除去対策
- (f) 在宅での療養及び可能な限り居住地域で医療的ケアを受けられるようにするための支援
- (g) その他、障がいのある人のサービスの提供を受ける権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行うこと 等

「差別禁止部会」の論点整理より

3. 職員の対応について要領を定める(平成 28 年 4 月 1 日より)

国の基本方針に即して

- (1) 独立行政法人: 「国等職員対応要領」(する規定) 差 9
- (2) 地方独立行政法人: 「地方公共団体等職員対応要領」(努力規定) 差 10

4. 障害者差別解消支援地域協議会の組織(平成 28 年 4 月 1 日より)

5. 建物におけるバリアフリー化(平成 18 年 12 月 20 日より)

- ・建築・修繕・模様替え時に建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置(努力義務) バ 16
- ・建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる(できる規定) バ 17

調査について

調査の名称:医療の提供を業務とする独立行政法人および地方独立行政法人における障害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況についての調査

調査の根拠となる事業:平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業(身体・知的等障害分野))「障害者への虐待と差別を解決する社会体制の構築に関する研究」班

調査の実施者:

研究班の構成員

○ 堀口寿広 (独立行政法人 国立精神神経医療研究センター 精神保健研究所)

高梨憲司 (社会福祉法人 愛光)

佐藤彰一 (國學院大學法科大学院)

(○:研究代表者)

調査の目的:「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称:障害者虐待防止法)(平成 24 年 10 月 1 日施行)ならびに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称:障害者差別解消法)(平成 28 年 4 月 1 日施行)に基づいて法人が実施する対応の実施状況について情報を収集しました。

調査の対象:独立行政法人については厚生労働省のホームページ、地方独立行政法人については総務省のホームページに掲載されているものを参照しました。

調査の方法:障害者虐待防止法および障害者差別解消法を考慮し、医療の提供を業務とする独立行政法人・地方独立行政法人が実施すべきと考えられる各種の取り組みについて、予め質問紙に設定した質問項目に対する各法人の実施の有無を回答として収集しました。調査では、各施設を利用された方(患者様やご家族等)個人に関する情報はいただいておりません*。

調査期間:平成 25 年 11 月 25 日より 12 月 25 日まで

*独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター倫理委員会の承認による(承認番号:A2013-089)

次頁に、調査にご回答を下さった法人・医療機関の集計結果をまとめ、さらに、そのうち、公表についてご許可を下さった情報を整理して、医療機関ごとに表形式にまとめました。

研究班では、調査によって得られる情報が国民にとって広く益するものであると考えて公表することを前提としてご回答を依頼しており、公表についてのご許可は各法人・医療機関のご理解とご厚意によるものです。

掲載されている各医療機関の情報は、ご回答をご記入下さった時点でのものであり、その後更新されているかもしれません。関連した調査は継続して実施し、内容のさらなる充実を図ってまいります。



表は、取り組みの状況に基づいて法人・医療機関の事業やサービスを評価をしたり、法人・医療機関同士を比較することを目的として作成したものではありません。また、当該医療機関において記載されている医療的行為・ケアが提供されることを保証するものではありません。表に掲載されている情報の他の目的での使用を固く禁じます。

調査結果のまとめ(回答の集計)

回答総数	40(配布数 233, 回収率 17.17%)
総病床数	平均 363.25(±157.32)床
平均外来患者数	中央値 225.7 人/日

1. 障害者虐待への対応

相談窓口の周知		対象となるもの					
			職員	患者	地域住民		
		実施 (○)	14(35.00%)	12(30.00%)			
		未実施 (－)	25	27			
		無回答	1	1			
相談窓口及び 通報義務の周 知の方法	広報紙	実施	0	1(2.50%)			
		未実施	37	36			
		無回答	3	3			
	パンフレッ ト	実施	1(2.50%)	3(7.50%)			
		未実施	36	34			
		無回答	3	3			
	ホームペー ジ	実施	1(2.50%)	3(7.50%)			
		未実施	36	34			
		無回答	3	3			
	その他	実施	16(40.00%)	13(32.50%)			
		未実施	21	25			
		無回答	3	2			
講演会や広報等による啓発 活動		実施	12(30.00%)	3(7.50%)	1(2.50%)		
		未実施	27	36	36		
		無回答	1	1	1		
	専門的な職員の確保	研修への職員の参加	職員を対象とした研修の実施		独自の対応マニュアル等の作成		
	実施 20(50.00%)	21(52.50%)	12(30.00%)		7(17.50%)		
	未実施 18	17	27		32		
	無回答 2	2	1		1		
	院内ネットワ ークの構築	地域のネットワ ークへの参加	地域のネットワークに参加する、院内ネットワークの構成員				
			医師	看護師	ソーシャル ワーカー	事務職員	その他
	実施 11(27.50%)	9(22.50%)	6(66.67%)	5(55.56%)	7(77.78%)	5(55.56%)	3(33.33%)
	未実施 27	30	2	3	1	3	4
	無回答 2	1	1	1	1	1	2

	一時保護への協力	虐待を行った養護者への相談、指導または助言	セルフネグレクトへの対応
実施	4(10.00%)	9(22.50%)	14(35.00%)
未実施	34	30	25
無回答	2	1	1

2. 障害者差別への対応

障害者雇用率(%)	
中央値	2.12%

講演会や広報等による啓発活動	対象となるもの			
		職員	患者	地域
	実施	4(10.00%)	1(2.50%)	0
未実施	35	38	39	
無回答	1	1	1	

	独自の対応要領等の作成	対応要領等の公表
実施	3(7.50%)	1(33.33%)
未実施	36	2
無回答	1	0

実施している合理的な配慮					
	手話のできる職員の配置	筆談用ノートの用意	書類の読み上げ	大活字での書類の用意	視覚障害者向けの日常生活の援助
実施	3(7.50%)	17(42.50%)	26(65.00%)	7(17.50%)	22(55.00%)
未実施	34	20	11	30	15
無回答	3	3	3	3	3

	インフォームドアセント	その他	内容	その他の面での合理的な配慮	内容
実施	17(42.50%)	1(2.50%)	権利擁護制度の案内	7(17.50%)	<ul style="list-style-type: none"> センター内移動時の援助他必要に応じた援助 車椅子対応トイレ、手すり 車いす、ストレッチャー、スロープ(車いす対応)、障害者用トイレ(車いす用トイレ)、自動販売機(車いす対応)、杖掛け、筆談用メモボード、PT・OT・STの確保 ケースワーカーを7名常時配置させ、退院計画、行政機関との調整を行っている
未実施	18	24		26	
無回答	4	15		7	

	障害者虐待もしくは差別に対応するためのマニュアル等について診療科を特定したものを用意している	特定して用意している診療科名
実施	2(20.00%)	小児科(重症心身障害)、神経内科、精神科
未実施	8	
無回答	0	

病院名	独立行政法人国立病院機構 花巻病院		
所在地	〒025-0033 岩手県花巻市諏訪 500		
標榜診療科	精神科、耳鼻いんこう科、内科、小児科、神経科、歯科		
総病床数	204 床		
平均外来患者数	120.9 人/日		

1. 障害者虐待への対応

相談窓口の周知		対象となるもの				
		職員	患者	地域住民		
相談窓口及び通報義務の周知の方法	広報紙	—	○			
	パンフレット	—	—			
	ホームページ	—	—			
	その他	—	○			
講演会や広報等による啓発活動		—	—	—		
専門的な職員の確保	研修への職員の参加	職員を対象とした研修の実施			独自の対応マニュアル等の作成	
—	—	—			—	
院内ネットワークの構築	地域のネットワークへの参加	地域のネットワークに参加する、院内ネットワークの構成員				
		医師	看護師	ソーシャルワーカー	事務職員	その他
—	—					
一時保護への協力	虐待を行った養護者への相談、指導または助言			セルフネグレクトへの対応		
—	—			—		

2. 障害者差別への対応

障害者雇用率(%)				
1.94%				
講演会や広報等による啓発活動	対象となるもの			
	職員 患者 地域			
	— — —			
独自の対応要領等の作成	問 16 対応要領等の公表			
—				
実施している合理的な配慮				
手話のできる職員の配置	筆談用ノートの用意	書類の読み上げ	大活字での書類の用意	視覚障害者向けの日常生活の援助
—	—	—	—	—
インフォームドアセント	その他	内容	その他の面での合理的な配慮	内容
—	—		○	ケースワーカーを7名常時配置させ、退院計画、行政機関との調整を行っている
障害者虐待もしくは差別に対応するためのマニュアル等について診療科を特定したものを用意している	問 18 特定して用意している診療科名			

病院名	独立行政法人国立病院機構 西群馬病院		
所在地	〒377-8511 群馬県渋川市金井 2854		
標榜診療科	内科、呼吸器内科、消化器内科、血液内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、精神腫瘍科、小児(重心)、放射線科		
総病床数	380 床		
平均外来患者数	148.2 人/月 (平成 25 年 11 月実績)		

1. 障害者虐待への対応

相談窓口の周知		対象となるもの				
		職員	患者	地域住民		
		○	○			
相談窓口及び通報義務の周知の方法	広報紙	—	—			
	パンフレット	—	—			
	ホームページ	—	—			
	その他	○	○			
講演会や広報等による啓発活動		○	○	—		
専門的な職員の確保	研修への職員の参加	職員を対象とした研修の実施		独自の対応マニュアル等の作成		
○	○	○		○		
院内ネットワークの構築	地域のネットワークへの参加	地域のネットワークに参加する、院内ネットワークの構成員				
		問 21 医師	看護師	ソーシャルワーカー	事務職員	その他
○	—					
一時保護への協力	虐待を行った養護者への相談、指導または助言		セルフネグレクトへの対応			
—	○		—			

2. 障害者差別への対応

障害者雇用率(%)				
3.5%				
講演会や広報等による啓発活動	対象となるもの			
	職員 患者 地域			
	○ - -			
独自の対応要領等の作成	対応要領等の公表			
-				
実施している合理的な配慮				
手話のできる職員の配置	筆談用ノートの用意	書類の読み上げ	大活字での書類の用意	視覚障害者向けの日常生活の援助
インフォームドアセント	その他	内容	その他の面での合理的な配慮	内容

障害者虐待もしくは差別に対応するためのマニュアル等について診療科を特定したものを用意している	特定して用意している診療科名
○	小児科(重症心身障害)